

平成28年第8回教育委員会議事録

平成28年5月16日（月）

杉並区教育委員会

教育委員会議事録

日 時 平成28年5月16日（月）午前9時57分～午前10時34分

場 所 教育委員会室

出席委員 教育長 井出隆安 委員 對馬初音
委員 伊井希志子 委員 折井麻美子

出席説明員 事務局次長 徳嵩淳一 学校整備部 大竹直樹
担当部長

生涯学習スポーツ 齋木雅之 庶務課長 岡本勝実
担当部長

教育人事企画課長 藤江敏郎 学務課長 正田智枝子

特別支援教育課長 伴裕和 学校支援課長 朝比奈愛郎

学校整備課長 和久井伸男 生涯学習推進課長 本橋宏己

スポーツ振興課長 阿出川潔 済美教育センター 白石高士
所 長

済美教育センター 大島晃 済美教育センター 手塚成隆
統括指導主事 統括指導主事

済美教育センター 佐藤正明 中央図書館次長 岡本幸子
就学前教育担当課長

副参事 塩畑まどか
子どもの居場所づくり担当

事務局職員 庶務係長 井上廣行 法規担当係長 岩田晃司

担当書記 小野謙二

傍聴者数 0名

会議に付した事件

(議案)

- 議案第56号 杉並区立地域区民センター及び区民集会所条例及び杉並区体育施設等に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第57号 杉並区立地域区民センター及び区民集会所条例等の一部を改正する条例
- 議案第58号 杉並区立子供園条例及び杉並区保育料等に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第59号 杉並区体育施設等に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第60号 杉並区体育施設等に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第61号 平成28年度杉並区一般会計補正予算(第3号)
- 議案第62号 杉並区立下高井戸子供園改築建築工事の請負契約の締結について
- 議案第63号 妙正寺体育館外3施設の指定管理者の指定について
- 議案第64号 杉並区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

目次

議案

| | | |
|--------|---|----|
| 議案第56号 | 杉並区立地域区民センター及び区民集会所条例 及び杉並区体育施設等に関する条例の一部を改 正する条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 4 |
| 議案第57号 | 杉並区立地域区民センター及び区民集会所条例 等の一部を改正する条例・・・・・・・・・・ | 5 |
| 議案第58号 | 杉並区立子供園条例及び杉並区保育料等に関す る条例の一部を改正する条例・・・・・・・・ | 6 |
| 議案第59号 | 杉並区体育施設等に関する条例の一部を改正す る条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 8 |
| 議案第60号 | 杉並区体育施設等に関する条例の一部を改正す る条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 9 |
| 議案第61号 | 平成28年度杉並区一般会計補正予算（第3号） | 10 |
| 議案第62号 | 杉並区立下高井戸子供園改築建築工事の請負契 約の締結について・・・・・・・・・・ | 13 |
| 議案第63号 | 妙正寺体育館外3施設の指定管理者の指定につ いて・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 15 |
| 議案第64号 | 杉並区個人番号の利用及び特定個人情報の提供 に関する条例の一部を改正する条例 | 15 |

教育長 ただいまから、平成28年第8回杉並区教育委員会定例会を開催いたします。

本日の会議について、事務局より説明をお願いいたします。

庶務課長 本日の議事録の署名委員につきましては、教育長より事前に對馬委員との指名がございましたので、よろしくをお願いいたします。

次に、本日の議事日程についてでございますが、事前にご案内のとおり、議案9件を予定しております。以上でございます。

教育長 それでは、本日の議事に入ります。なお、本日の案件につきましては、いずれも平成28年第2回区議会定例会への提出予定議案であり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく、区長からの意見聴取案件であることから、区の意思形成過程上の案件となっております。

したがいまして、同法第14条第7項の規定により、本日の会議を非公開としたいと思いますが、よろしゅうございますか。

(「異議なし」の声)

教育長 それでは、本日の会議を非公開といたします。

それでは、議案の審議を行います。議案の上程・説明は事務局よりお願いをいたします。

庶務課長 それでは、日程第1、議案第56号「杉並区立地域区民センター及び区民集会所条例及び杉並区体育施設等に関する条例の一部を改正する条例」を上程いたします。

それでは、説明いたします。この条例は、昨年10月28日の教育委員会で報告させていただきました複数の体育施設等をグループ化した上で、指定管理者制度を導入するための改正でございます。区は杉並区下高井戸運動場の指定管理期間が平成28年度末で満了することに伴いまして、併設する杉並区立下高井戸区民集会所の今後の運営形態の検討を行った結果、同一の指定管理者に一体として管理を行わせることにより運営の効率化等を図るため、下高井戸区民集会所に指定管理者制度を導入することといたしました。このことに伴いまして、下高井戸区民集会所の利用料金を定める等の必要があるため条例を改正するものでございます。

なお、関連する2件の条例につきまして、条建てで改正することとしております。

それでは、改正の内容につきましてご説明を申し上げますので、議案を1枚おめくりください。まず、第1条は、杉並区立地域区民センター及び区民集会所条例の一部を改正するものでございまして、下高井戸区民集会所の利用料金を定めております。

裏面をご覧ください。第2条は、杉並区体育施設等に関する条例の一部を改正するものでございまして、下高井戸運動場は、下高井戸区民集会所との複合施設として設置していることを明確化するものでございます。

最後に附則でございまして。施行期日は平成29年4月1日とするほか、必要な経過措置を定めております。

以上で説明を終わります。議案の朗読は省略させていただきます。

それでは、ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、ないようですので、教育長、議案の採決をお願いいたします。

教育長 それでは、議案の採決を行います。議案第56号につきましては、原案のとおり可決して異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

教育長 それでは異議ございませんので、議案第56号につきましては、原案のとおり可決といたします。

庶務課長 それでは、引き続きまして、日程第2、議案第57号「杉並区立地域区民センター及び区民集会所条例等の一部を改正する条例」を上程いたします。

それでは、説明いたします。区では、杉並区立高井戸地域区民センター、杉並区立高齢者活動支援センター及び杉並区高井戸温水プールについて一体として指定管理者制度を導入し、利用者サービスの向上を図っているところでございます。この度、杉並区行財政改革推進計画に基づいて、高井戸地域区民センターの駐車場を有料化することといたしました。このことに伴いまして、高井戸地域区民センターの駐車場の利用料金を定める等の必要があるため、条例を改正するものでございます。

なお、関連する3件の条例につきまして、条建てで改正することとしております。

それでは、改正の内容につきましてご説明を申し上げますので、議案

を1枚おめくりください。まず、第1条は、杉並区立地域区民センター及び区民集会所条例の一部を改正するものでございまして、高井戸地域区民センターの駐車場の利用料金を定めております。第2条は、杉並区立高齢者活動支援センター及びゆうゆう館条例の一部を、そして第3条は杉並区体育施設等に関する条例の一部を改正するものでございまして、高齢者活動支援センター及び高井戸温水プールは、高井戸地域区民センターとの複合施設として設置していることを明確化するものでございます。

最後に施行期日でございます。新たな指定管理者の指定期間は、平成29年4月1日からでございますが、駐車機器を設置する必要があることから、条例の施行期日は平成29年6月1日としております。

以上で説明を終わります。議案の朗読は省略させていただきます。

それでは、ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、教育長、議案の採決をお願いいたします。

教育長 それでは、議案の採決を行います。議案第57号につきましては、原案のとおり可決して異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

教育長 それでは、異議ございませんので、議案第57号につきましては原案のとおり可決といたします。

庶務課長 それでは、引き続きまして、日程第3、議案第58号「杉並区立子供園条例及び杉並区保育料等に関する条例の一部を改正する条例」を上程いたします。

それでは、説明いたします。低所得のひとり親世帯、3人以上の子どもがいる多子世帯等の経済的負担の軽減を図るため、子ども・子育て支援法施行令の一部が改正され、低所得のひとり親世帯等の保育料の上限額を半額とする特例が設けられたほか、低所得の多子世帯の保育料を軽減する特例が拡充されたところでございます。このことに伴いまして、低所得のひとり親世帯等に係る保育料の特例を設ける等の必要があるため条例を改正するものでございます。

なお、関連する2件の条例につきまして、条建てで改正することとしております。

それでは、改正の内容につきましてご説明を申し上げますので、議案

を1枚おめくりください。まず、第1条は、杉並区立子供園条例の一部を改正するものでございます。改正の第1点目は、低所得のひとり親世帯等に係る保育料につきまして、規則で定めるところにより軽減する特例を設けるものでございます。規則におきまして、年収360万円未満相当であるひとり親世帯等に係る保育料を半額等とする予定でございます。改正の第2点目は、低所得の多子世帯に係る保育料の特例を拡充し、規則で定めるところにより軽減することとするものでございます。規則におきまして、年収360万円未満相当である世帯について、第1子の年齢等にかかわらず、第2子の保育料を半額、第3子以降の保育料を無料とするほか、ひとり親世帯等につきまして、第2子以降の保育料を無料とする予定でございます。

なお、区では独自に平成32年3月分までの保育料につきまして、年収730万円未満相当である世帯において、平成28年4月2日以後に生まれた第3子以降の保育料を無料とする予定でございます。

次に第2条は、杉並区保育料等に関する条例の一部を改正するものでございまして、第1条による改正と同様に、低所得のひとり親世帯等に係る保育料の特例を設けるほか、低所得の多子世帯に係る保育料の特例を拡充しております。

最後に附則でございます。施行期日は公布の日とし、保育料の特例に係る規定は平成28年4月1日から適用することとしております。

以上で説明を終わります。議案の朗読は省略させていただきます。

それでは、ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等ございませんでしょうか。

伊井委員 適用が28年4月1日ということは、既に始まっているということで解釈してよろしいのでしょうか。そうしますと、昨年まで通っていらっしゃった方々が、条例が変わったことによっていろいろ条件が変わったのですけれども、これのお知らせというか状況というのは、申請して特例が認められるのか、それとも保育課からご連絡が行って、このような政策が区民の皆さんに伝わっていくとか、これが施行されるという形なのではないでしょうか。

庶務課長 申請をして、それで新しい保育料になるということです。

折井委員 申請をしてということは、この制度を周知する場がかなりはつきり、きちんと出されていないと、制度だけがあってせっかく適用にな

るのに、わからないままになる家庭が出てきてしまうということにつながるということですよ。

庶務課長 現在既に保育園に預けていらっしゃる方については、お迎えのときなどにチラシでお知らせをしたりとか、あとそもそも保育園にはお申し込みがあって入りますので、お申し込みのときにこういう制度になりますという形でお知らせするほか、あとほかのいろいろな形で積極的にこれについてはお知らせをしているところです。

折井委員 では、ホームページ等だけでなく、個別にきちんと連絡が、何らかの方法で行くという理解でよろしいですか。

庶務課長 はい、そのとおりでございます。

ほかにはよろしいでしょうか。それでは、教育長、議案の採決をお願いいたします。

教育長 それでは、議案の採決を行います。議案第58号につきましては、原案のとおり可決して異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

教育長 それでは、異議ございませんので、議案第58号につきましては原案のとおり可決といたします。

庶務課長 それでは、引き続きまして日程第4、議案第59号「杉並区体育施設等に関する条例の一部を改正する条例」を上程いたします。

それでは、説明いたします。この条例は、本年4月27日の教育委員会で議決をいただきました杉並区阿佐谷けやき公園プールの廃止に関するものでございます。まず、プールの廃止の経緯でございますが、杉並区立第一小学校につきましては、築年数が59年を超え、老朽化に伴う改築時期を迎えているところでございます。区は改築に当たりまして、杉並区立阿佐谷地域区民センター及び杉並区立産業商工会館の集会関連機能を集約し、複合施設として整備することといたしましたが、校庭に仮設校舎及び仮設体育館を建設することができないため、通学区域内にある杉並区阿佐谷けやき公園プールを含む杉並区立阿佐谷けやき公園を仮設校舎等の建設用地として活用することといたしました。このことに伴いまして、阿佐谷けやき公園プールを廃止する必要があるため条例を改正するものでございます。

それでは、改正の内容につきましてご説明を申し上げますので、議案を1枚おめくりください。使用料の経過措置を定めております附則別表、

並びに、名称及び位置等を定めております別表の規定から、「阿佐谷けやき公園プール」を削ることとしております。最後に、施行期日は平成28年12月1日としております。

以上で説明を終わります。議案の朗読は省略させていただきます。

それでは、ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、教育長、議案の採決をお願いいたします。

教育長 それでは、議案の採決を行います。議案第59号につきましては、原案のとおり可決して異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

教育長 それでは、異議ございませんので、議案第59号につきましては原案のとおり可決といたします。

庶務課長 続きまして、日程第5、議案第60号「杉並区体育施設等に関する条例の一部を改正する条例」を上程いたします。

それでは、説明いたします。この条例は、昨年10月28日の教育委員会で報告をさせていただきました松ノ木運動場を複数の体育施設とグループ化した上で、指定管理者制度を導入するための改正でございます。杉並区松ノ木運動場は、都市公園法による公園施設の設置管理許可制度に基づきまして、教育委員会が杉並区立和田堀公園内に設置し、管理しているところでございます。この度教育委員会が管理している体育施設等について、今後の運営形態の検討を行った結果、杉並区高円寺体育館及び杉並区荻窪体育館と合わせて同一の指定管理者に管理を行わせることにより、運営の効率化等を図るため、松ノ木運動場に指定管理者制度を導入することといたしました。このことに伴いまして、松ノ木運動場の利用料金を定める等の必要があるため条例を改正するものでございます。

それでは、改正の内容につきましてご説明を申し上げますので、議案を1枚おめくりください。これまで、松ノ木運動場を含む公園施設については、区が使用料を徴収してきたところでございますが、松ノ木運動場については指定管理者の収入にすることから、利用料金として定めることとなります。このことから、別表第4におきまして、松ノ木運動場の野球場及び庭球場の利用料金を定めるほか、必要な規定の整備を図るものでございます。

なお、松ノ木運動場の利用料金は現在の使用料と同額としてございま

す。

最後に附則でございます。施行期日は平成29年4月1日とするほか、必要な経過措置を定めております。

以上で説明を終わります。議案の朗読は省略させていただきます。

それでは、ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、教育長、議案の採決をお願いいたします。

教育長 それでは、議案の採決を行います。議案第60号につきましては原案のとおり可決して異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

教育長 それでは、異議ございませんので議案第60号につきましては、原案のとおり可決といたします。

庶務課長 それでは、引き続きまして日程第6、議案第61号「平成28年度杉並区一般会計補正予算(第3号)」を上程いたします。

それでは、説明いたします。議案を2枚おめくりいただき、補正予算概要の2ページをご覧ください。

一番右の備考欄に記載がございますが、教育費の歳入歳出予算に関するものは、オリンピック・パラリンピック教育推進事業に要する経費、小学校、中学校それぞれの施設整備に要する経費、妙正寺体育館の指定管理料の合計4事業でございます。

まず、オリンピック・パラリンピック教育推進事業に要する経費についてでございます。本件は、各区立学校・子供園におきまして、オリンピック・パラリンピック教育を推進するためのものございまして、2,170万円を計上しております。これは平成28年度から全ての区立学校・子供園が東京都のオリンピック・パラリンピック教育推進校に指定されたことに伴うものございまして、特定財源として東京都から支出されるものがございます。このことにより全ての区立小学校、中学校、養護学校、子供園において当該事業の推進を図ることとしております。

次に、施設整備に要する経費についてでございます。本件は、高円寺地区の小中一貫教育校の平成31年度の開校に向けた施設整備のための経費ございまして、小学校に3億4,538万2,000円を、中学校に3億4,538万1,000円をそれぞれ計上するものがございます。このうち特定財源として地方債によるものが小学校、中学校それぞれに2億4,600万円、施設整

備基金からの繰り入れが小学校、中学校それぞれに5,700万円でございます。そして、一般財源からの支出は小学校が4,238万2,000円、中学校が4,238万1,000円となっております。

地方債につきましては、合わせて5ページ目をご覧ください。先ほどご説明いたしましたとおり、小学校、中学校それぞれ2億4,600万円を計上し、合計4億9,200万円が限度額となっております。

なお、当該校の施設整備は平成30年度までの期間を要するため、債務負担行為の補正も行いますので、4ページ目をご覧ください。本件に関するものは、表中の上の2つでございますが、小学校、中学校それぞれにおいて平成30年度までの間、35億900万円を限度額として設定するものでございます。

次に、もう一度2ページにお戻りください。4つ目の妙正寺体育館の指定管理料についてでございます。本件は、10月にリニューアルオープンを予定している妙正寺体育館の指定管理料として、平成28年度中に必要な3,890万円を計上するものでございます。

なお、当該施設は上井草スポーツセンターとあわせて指定管理者に管理させ、その期間が平成33年度までであることから債務負担行為の補正も行いますので、4ページ目をもう一度ご覧ください。本件に関するものは、今度は表の中の下の2つでございますが、平成33年度までの間、上井草スポーツセンターの管理運営については8億9,100万円を、妙正寺体育館の管理運営については3億4,700万円をそれぞれ限度額として設定するものでございます。

最後に3ページ目をご覧ください。表の真ん中にありますが今回の補正額の合計は7億5,136万3,000円でございます。補正後の教育費の総額は、一番下になりますが169億622万2,000円となっております。

以上で説明を終わります。議案の朗読は省略させていただきます。

それでは、ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等ございませんでしょうか。

對馬委員 オリンピック・パラリンピック教育推進事業で1校あたりにすると30万円くらいかと思うのですけれども、これは東京都から、例えばこういうことをやるためにと内容まで指定されているのか、それとも各校にそれは任されているのかということをお教えいただけますか。

済美教育センター所長 30万円を上限として、東京都から方針が出ていま

すので、それに基づいた取組を各学校が計画し、例えば学校によっては20万円しか使わないところもあるかもしれませんが、これから計画を立てて実施ということになっております。

對馬委員 わかりました。ある程度東京都から、こういうことに使いなさいよというのがあって、その中で各校がこういうことをやりたいなという計画をするということですね。わかりました。

折井委員 例えば、20万円を申請したとして、20万円が認められたとしますよね。そういった学校が多かった場合に、予算よりも少なく必要となる場合があるかと思うのですが、その場合はどうなるのですか。

済美教育センター所長 もちろん東京都に予算の計画を出して、それに基づいて配当されるというお金が来るわけですので、当然その部分については、もちろん最初から執行はなしという形になると思います。

折井委員 こちらの予算は1校それぞれの学校で計画を立ててやらなければいけないものでしょうか、例えば小中連携で小中で一緒に、合わせて90万円で少し大がかりなことをしたいとか、そういったような融通というのは認められているものなのでしょうか。

済美教育センター所長 これについては、私たちも東京都に確認をさせていただいたときに、ある程度小中一貫の協力校で合同開催ですか、そういったことも認められるという回答をいただいております。

伊井委員 確認になってしまうかもしれないのですがけれども、既に計画案が出されている学校と、まだ企画が決まっていない学校とあるということでしょうか。実施は今年度ということの予算と考えてよろしいですか。

済美教育センター所長 オリンピック・パラリンピック教育推進校は、昨年度までは、実は10校しか指定されておりましたが、今年度から全校指定ということでどこの学校においても取組をしているのですが、いわゆる予算を伴わない取組というのがたくさんありまして、今、学校が計画を立てて、例えばオリンピックとかパラリンピックを呼んでとか、あるいはボランティア精神の醸成ですとか、障害者理解ですとか、体力向上だけではございませんので、現在、具体的に予算の伴う取組を考えているという段階です。

庶務課長 ほかにはよろしいでしょうか。それでは、教育長、議案の採決をお願いいたします。

教育長 それでは、議案の採決を行います。議案第61号につきましては原

案のとおり可決して異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

教育長 それでは、異議ございませんので、議案第61号につきましては原案のとおり可決といたします。

庶務課長 それでは、引き続きまして日程第7、議案第62号「杉並区立下高井戸子供園改築建築工事の請負契約の締結について」を上程いたします。

それでは、説明いたします。本件は、杉並区区立施設再編整備計画に基づき、老朽化した同園を改築し、子どもたちの育成環境の充実を図るものでございます。

それでは、資料1をご覧ください。こちらは案内図になりまして、工事場所は杉並区下高井戸四丁目38番15号でございます。

次に、資料2をご覧ください。工事内容でございます。工期、用途地域等、設計業者は記載のとおりでございます。建物の構造規模は鉄筋コンクリート造、地上2階建て、敷地面積が1,693.68平方メートル、建築面積が608.87平方メートル、延べ床面積が1,016.92平方メートル、各階の面積、高さ、基礎構造等につきましては記載のとおりとなっております。

資料3をご覧ください。主要室の内部仕上げでございます。

続きまして資料4をご覧ください。建物の配置図となっております。敷地部分の北側部分、図面で申しますと左側に改築棟がありまして、南側部分に当たります図面の右側に園庭が配置してございます。

次に、資料5をご覧ください。1階の平面図となっております。3歳児保育室、長時間保育室、調理室、職員室等がございます。

続けて、資料6、2階平面図をご覧ください。4歳児保育室、5歳児保育室、図書室、ホール等となっております。

続きまして資料7、こちらが屋上平面図となっております。屋上設備機器置場がございます。

資料の最後、資料8でございます。南東側から見ました完成予想図となっております。

次に、契約の方法でございますが、こちらは一般競争入札として入札公告により示した参加資格を満たす3者により入札を行い、落札した業者と契約するものでございます。仮契約は去る5月13日付で成立してお

ります。契約金額は3億8,286万円、契約の相手方は杉並区高円寺南四丁目3番3号、渡辺建設株式会社、代表取締役渡辺健司でございます。

以上で説明を終わります。議案の朗読は省略させていただきます。

それでは、ただいま説明につきまして、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。

伊井委員 偶然に、年度末に修了式に伺ってまいりまして、ここで最後の修了式をやるのですということで、本当に日当たりのいい、すごく子どもたちの遊びやすいだろうなと思うような建物でした。新しくなる際に、保育園のところに移ることになっているから、子どもたちが工事中にいられる場所があってとてもいいということで、前向きなご発言をいただいていたのですけれども、図面を見ると図書室もあり、また職員室が、子供園なのですが結構広く、ほかの保育室と同じような面積も取っておられて、すごくここで展開される保育が楽しみだなと思っておりますが、1点、避難誘導をするときにはこの階段で全員避難するという形になるのでしょうか。

庶務課長 資料の5になりますが、ちょうど上の方にあるこの階段ですね。こことあと図面を見ますと右の下の方にあります外の階段ですが、この2カ所を使って避難します。

伊井委員 そうするとテラスとかにいる子は、こっちから先生の指示でということになりますね。

庶務課長 そうですね。そのときの状況にあわせ、近くて安全な場所ということですよ。

伊井委員 1階はすぐに出ることができるので、わかりました。ありがとうございます。

庶務課長 ほかにはよろしいでしょうか。それでは、教育長、議案の採決をお願いいたします。

教育長 それでは、議案の採決を行います。議案第62号につきましては原案のとおり可決して異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

教育長 それでは、異議ございませんので、議案第62号につきましては原案のとおり可決といたします。

庶務課長 それでは、引き続きまして日程第8、議案第63号「妙正寺体育館外3施設の指定管理者の指定について」を上程いたします。スポーツ

振興課長から説明いたします。

スポーツ振興課長 私から、議案第63号「杉並区妙正寺体育館外3施設の指定管理者の指定について」につきまして、ご説明申し上げます。

では、議案を1枚おめくりいただきたいと存じます。本年4月13日の教育委員会におきまして、杉並区妙正寺体育館外3施設の指定管理候補者の選定結果についてご報告させていただきましたとおり、指定管理者の名称はTAC・FC東京・MELTEC共同体でございます。主たる事務所の所在地は記載のとおりでございます。指定管理期間は、杉並区妙正寺体育館につきましては平成28年10月1日から平成34年3月31日までの5年6カ月間、そして杉並区上井草体育館、杉並区上井草運動場、杉並区上井草温水プールにつきましては平成29年4月1日から平成34年3月31日までの5年間としてございます。指定管理者の指定に当たりましては、あらかじめ議会の議決を得る必要があることから、この度議案とさせていただきます。

議案第63号の説明につきましては以上でございます。なお、議案の朗読は省略させていただきます。

庶務課長 それでは、ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、教育長、議案の採決をお願いいたします。

教育長 それでは、議案の採決を行います。議案第63号につきましては原案のとおり可決して異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

教育長 それでは、異議がございませんので、議案第63号につきましては原案のとおり可決いたします。

庶務課長 それでは、引き続きまして、日程第9、議案第64号「杉並区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例」を上程いたします。

それでは、説明いたします。区では、杉並区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例を制定しているところでございますが、この度個人番号を利用することができる事務等を新たに追加することにより、さらなる区民の利便性の向上と事務の効率化を図ることといたしました。このことに伴いまして、個人番号を利用することができる事務等を定める必要があるため、条例を改正するものでございます。

それでは、改正の内容につきましてご説明を申し上げますので、議案を1枚おめくりください。別表第1におきましては、障害者グループホームの家賃の助成に関する事務を新たに個人番号を利用することができる事務として定めるものでございます。別表第2におきましては、身体障害者福祉法による費用徴収に関する事務のために、生活保護に関する特定個人情報等を利用することができることを定めるものでございます。

2枚おめくりいただきまして、左側のページ、下の方をご覧ください。別表第3でございます。別表第3におきましては、区長や教育委員会などの区の機関の間で必要な限度で特定個人情報の提供ができる事務として、教育委員会が災害共済給付の支給に関する事務を行う場合に、区長が生活保護関係情報を提供することができることを定めるものでございます。最後に附則でございますが、施行期日は平成28年7月1日としております。

以上で説明を終わります。議案の朗読は省略させていただきます。

それでは、ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、教育長、議案の採決をお願いいたします。

教育長 それでは、議案の採決を行います。議案第64号につきましては原案のとおり可決して異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

教育長 それでは、異議ございませんので、議案第64号につきましては原案のとおり可決といたします。

それでは、以上で、本日予定されておりました日程は全て終了いたしました。庶務課長、何かご連絡があったらどうぞ。

庶務課長 次回の日程でございますが、定例会の日程を変更させていただき6月3日金曜日、午前10時から定例会を予定しております。よろしくをお願いいたします。

以上でございます。

教育長 それでは、本日の教育委員会を閉会いたします。